

札幌医科大学大学院保健医療学研究科
ティーチング・アシスタント制度実施要領

平成20年7月23日決定
大学院保健医療学研究科委員会

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌医科大学ティーチング・アシスタント制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ティーチング・アシスタント制度は、大学院保健医療学研究科に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮のもとに教員の補助者として従事させることによって、保健医療学部教育の充実を図るとともに、大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供することを目的とする。

(任務)

第3条 ティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）の任務は保健医療学部学生に対する教育的効果を高めるために主に実験・実習等（以下「授業」という。）に関する教育補助業務とする。

(対象者)

第4条 T・Aは、大学院生を対象とする。

(従事期間等)

第5条 T・Aの従事期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年以内とし、従事時間は、原則として年間150時間を限度とする。

(推薦書の提出)

第6条 大学院学生の指導教授は、T・Aを希望する授業の担当教員の推薦を受けてT・A候補者の推薦書（様式1）を保健医療学研究科長に提出しなければならない。なお、候補者が常時勤務している勤務先がある場合は、勤務先の許可を得ている者とする。

(選考)

第7条 保健医療学研究科長及び専攻代表は、前条の規定により推薦のあった候補者の中から適任者を選考し、保健医療学研究科委員会の議を経て決定する。

(委嘱)

第8条 前条の規定により選考した者をT・Aとして任用し委嘱する。

2 保健医療学研究科長は、前項の委嘱結果を大学院生の指導教授及び授業の担当教員に

通知するものとする。

（事前指導等）

第9条 授業の担当教員は、T・Aによる教育補助業務を把握し、当該授業の安全管理に十分配慮しなければならない。

また、T・Aに対して、あらかじめ補助業務に関する指導を行わなければならない。

（実施報告書）

第10条 授業の担当教員及びT・Aは、毎月の授業修了後、実施報告書（様式2）を作成し、翌月の5日までに保健医療学研究科長に報告しなければならない。

（報償金）

第11条 T・Aには、予算の範囲内において報償金を支給する。報償金は実施月の翌月末までに支給する。

なお、本学（附属病院も含む）に常時勤務している職員には報償金を支給しない。

（実施状況報告）

第12条 保健医療学研究科長は、年度の最初に開催する研究科委員会に前年度の実施状況を報告しなければならない。

（細則）

第13条 この要領に定めるもののほか、ティーチング・アシスタント制度の実施についての必要事項は、研究科委員会において定めるものとする。

（庶務）

第14条 ティーチング・アシスタント制度に関する庶務は、事務局学務課において行う。

附則

この要領は、平成20年7月23日から実施する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。